

各 位

令和7年 佐賀関大規模火災義援金について(お知らせ)

当所では、被災地の復旧・復興に向け、力強く支援をしていきたいと考え、「令和7年佐賀関大規模火災義援金」を受付しております。

この度、大分銀行様のご協力によりまして、「振込手数料免除」となりましたので、お知らせします。

大分商工会議所
記

(義援金送金要領)

1 義援金額 1口5千円とし、希望口数

※寄付金税制上、本義援金は「一般寄付金」の取扱い

※損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められています

※義援金（寄付金）は会費と同じく、消費税課税対象外の取引となります

【ご注意ください】

会社・団体ではない個人の方からのご寄付は「経費」として取り扱うことはできません。そのため、確定申告等において経費計上することはできませんので、予めご了承ください。詳細は税務署または税理士にご確認ください。

2 振込先 <振込先> (義援金専用口座)

大分銀行 本店 普通預金 7684194

大分商工会議所 会頭 吉村 恭彰

3 振込手数料 大分銀行本・支店窓口によるお振込みの場合、免除となります。ATMによるお振込みは除きます。

以上

【本件担当】総務課 宮崎・野村・森崎・波多野・下ノ村 電話 097-536-3131
東部経営相談センター 電話 097-521-1131